

# 文書館だより

第24号

平成7年1月

発行／群馬県立文書館  
 印刷／朝日印刷工業株式会社  
 題字／岡庭征人書

(元三二) 前橋市文京町三丁目三番六号  
 (元七三) 三一三興

＝紙面案内＝

- ○ ○ ○ ○ 小学生と文書館資料
- ○ ○ ○ ○ 公文書記録・保存専門講座
- ○ ○ ○ ○ 新聞覧及び新収蔵古文書
- ○ ○ ○ ○ 群馬県史収集複製史料の閲覧利用について
- ○ ○ ○ ○ 県立図書館情報提供システムについて

年始挨拶状(上)・幕府職制一覽(下)文久四(一八六四)年一月

挨拶状縦 16.2 cm・横 21.2 cm、職制一覽縦 15.4 cm・横 23.2 cm

多野郡鬼石町山田松雄家寄託(平成六年一二月撮影)

江戸の百姓宿・伊勢屋伝次郎から出された年始挨拶状と幕府職制一覽です。

挨拶状は、年頭の挨拶代わりに顧客や知己の人へ配布されたものです。その年の大の月(掲載の文久四年の場合は、三・五・七・八・九・一月)と小の月(一・二・四・六・一〇・一二月)とを文字や絵にしのばせた絵暦となっています。差し出し側の「百姓宿」とは、訴訟その他で地方より出てきた者を宿泊させた宿屋のことと、公事宿・公事人宿・出入宿・郷宿などとも呼ばれ、村ごとに固定的に利用されていたようですね。

次に幕府職制一覽は、今日の官庁職員録同様に、その年々の幕府機関の役人情報を盛り込んだものとして機能していたようです。百姓宿の性格から考えて、江戸へ出府してきた人々の利便を考え、新年の挨拶状と合わせて同封されたものと思われます。

なお、この職制一覽は幕末期文久四(一八六四)年版のもので、幕府の筆頭役職である總裁職には、前橋藩主(川越在城)である松平大和守(直克)の名が記されています。

# 村史編さんと文書館資料

## 地元紙の活用

新里村教育委員会新里村百年史編纂室主査 鎌木忠由

### 一はじめに

新里村ではすでに昭和四十九年に新里村誌が刊行されていますが書名に「誌」が使用されていることからわかりますように歴史的な記述は村誌全体からするとかなり大まかで、少ない分量となっています。そこで明治二十二年の町村合併から平成元年の百周年までの村の歩みを記すという目的で新里村百年史の編さん人が平成元年度より開始されました。俊弥新里村百年史編纂委員長から、新聞がかなり有効な編さん資料となるので群馬県立文書館に所蔵されている上毛新聞の閲覧を行い必要な記事を収録してほしい、との指導があり上毛新聞の閲覧が始されました。

この上毛新聞は明治四十三年から昭和十七年までがマイクロフィルム化されています。しかし全紙面を閲覧するのはかなり大変な作業なので、当初は村の年表と対照しながら大きな出来事のあつた年のみをポイント的に閲覧を行うという予定でしたが、実際に閲覧を進めてみると新里村に関する記事が意外に多く掲載されているので、当初の予定を変更し明治四十三年から昭和十七年まで続けて閲覧を行う計画としました。しかし最終的には時間的制限、記事収録の効率性により昭和十四年四月三十日まで、一、二九三件を収録し閲覧を終了しました。

### (2) 収録の基準

収録する記事の基準を次のように決定

①原則として「新里村」の名称が記載された。

なお、このほかにも新聞資料としては東毛タイムスも併せて収録を行いました。ここでは県立文書館資料であるマイクロフィルム化された上毛新聞を新里村百年史編さん資料としてどのように収録、活用したかについて記させていただきま

す。余談ではありますが、このマイクロフィルムの閲覧は大変目が疲れ、私はこの作業をしている間じゅう、眼精疲労からくる肩こりに悩まされる日々を送ることになりました。もつとも今考えると最初から最後まで一人でやり通すという作業の進め方には少々無理があつたように思われました。

二 閲覧と収録

では、実際に閲覧、収録をどのように行つたかについて記させていただきます。

(1) 事前の準備

事前に村の年表と近代日本総合年表『岩波書店』刊で閲覧を行う該当年の年表に一通り目を通しておくこととしました。この作業を行うことでその時代のアウェトラインをつかむことができ、記事の見落としを防いだり、また、ある程度記事に対する見通しがつくようになります。

この上毛新聞は明治四十三年から昭和十七年までがマイクロフィルム化されています。しかし全紙面を閲覧するのはかなり大変な作業なので、当初は村の年表と対照しながら大きな出来事のあつた年のみをポイント的に閲覧を行うという予定でしたが、実際に閲覧を進めてみると新里村に関する記事が意外に多く掲載されているので、当初の予定を変更し明治四十三年から昭和十七年まで続けて閲覧を行う計画としました。しかし最終的には時間的制限、記事収録の効率性により昭和十四年四月三十日まで、一、二九三件を収録し閲覧を終了しました。

### (3) 収録上の注意

日付と号数はなるべく写し込んで収録する。記事が掲載されている位置によつては日付、号数を写し込めない場合があるがその場合には必ず日付、号数を記入する。

なお、ここで閲覧について文書館にお願いしたい点があります。それは、現在文書館では一台のマイクロリーダー・プリンターで閲覧を行っていますが、自治体史の資料収集あるいは自治体史に限らず、ある一つのテーマを調査、研究する場合もそうですが、こうしたときはかなり長時間にわたりマイクロリーダー・プリンターを占有利用する形となるのでマイクロリーダー・プリンターを一台増設していただきたい。

また、現在では特別閲覧申請を行わないと閲覧できない、明治四十二年以前の群馬県史編さん資料として収集された新聞も利用できるようにしていただきたい。さらに昭和十八年以降も資料としてそろえていただくことをお願いしたい。

### (4) 収録記事の整理

収録記事の整理については次のような方法で収録内容の点検の意味も含め必ず収録ごとに行いました。

②勢多郡全体の様子について記されている記事は収録する。

③原則として俗に「三面記事」と称される記事については収録しない。ただし、その内容が当時の世相を反映する内容の場合については収録する。

①日付が付されているか、日付についてきちんと読み取れるかを確認しながら、記事については赤枠で囲む。表についても必要な項目をマーカーで不要な部分と区別する。

②日付と見出しで目録を作成する。この作業で注意したいのは、日付については見出しを目録に記入する場合、見出しだけでは記事の内容を把握しにくいケースもあるので、適宜、括弧書きで記事の内容が把握できる注を加えた。また日付が前後して関連記事がある場合には相互にその関連記事の日付を記入することとする。

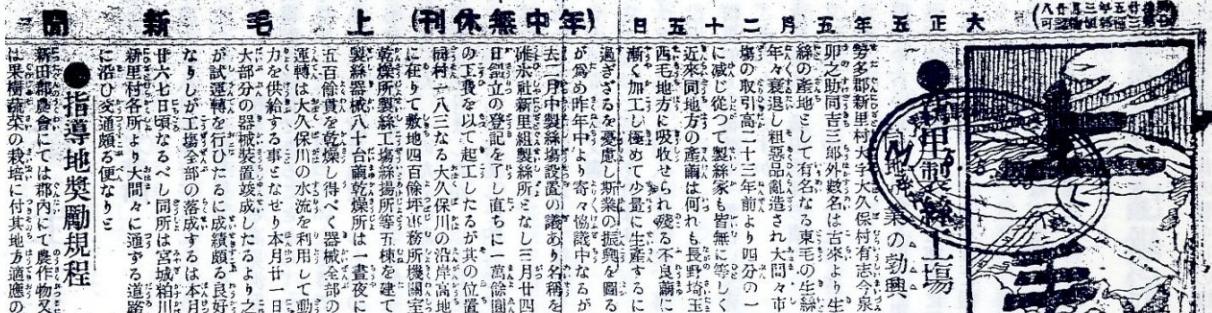
なお、新聞閲覧収集については県立文書館のほか、国立国会図書館、茨城県立歴史館、群馬県立図書館で行いましたが、機関により利用方法が異なり、それぞれ一長一短あるように思えます。ここでは各機関の利用方法の比較については省略させていただきます。

③検索番号については日付をそのまま採用した。

なお、新聞閲覧収集については県立文書館のほか、国立国会図書館、茨城県立歴史館、群馬県立図書館で行いましたが、機関により利用方法が異なり、それぞれ一長一短あるように思えます。ここでは各機関の利用方法の比較については省略させていただきます。

### 三 収録記事の活用

当初は収録記事を補助的資料という認識で活用してきましたが百年史編さんを目的として収集された行政文書、区有文書、個人所蔵の文書等の整理を進めてみましたが、大半が明治期前半に偏った傾向がありました。資料にこのような偏りがあるため、大正から昭和十年代にかけては収録記事が百年史編さん資料としての度合いを高め、特に当村関係の「村内」対立、「水争い」、「選挙」(特に衆議院議



碓氷社新里組の設立を伝える大正5年5月25日付け上毛新聞

員選挙)」に関しては集中的に報道されており、編さん資料として有効に活用できました。

さらに収録記事から百年史編さんへ大きな活用の成果をあげたケースを紹介させていただきます。

第一点は新聞報道がきっかけとなり、そこから調査が開始されたケース、「製糸工場碓氷社新里組」(大正五年～十二年操業)の記事です。現在では地元の古老がわずかにこの製糸工場が存在していたことを知るのみで「新里村誌」にも触れられておらず、その実態についてはほとんど不明であり担当の私自身もその存在はまったく知りませんでしたが、大正五年五月二十五日付けの第一面に東毛地区へ設立される製糸工場に期待を寄せる内容の記事が掲載されました。

この記事がきっかけとなり、「碓氷社新里組」の実態が徐々に明らかになりました。詳しい内容については現在編さん中の「新里村百年史」で亀田光三百年史編纂委員により解説されています。

第二点目は資料が新聞記事によって特定されたケース。

この資料は新里村出身の衆議院議員青木精一(明治十六年～昭和二十年)の選挙ポスターで黒根根村の杉崎靜代さんが所蔵されています。このポスターを見つけるまでいろいろと指導いただいた手島仁百年史編纂委員から、ポスターに記載されている「タカハシ(高橋是清)」「イヌカイ(犬養毅)」「サウサイ(総裁)」(田中義一)三人の構成からして昭和三年に実施された最初の普通選挙ポスターに間違いない、さらに第十六回衆議院議員選

新田郡農會にては郡内にて農作物又は果樹栽培の栽培に付其他適應の



昭和3年2月7日付け上毛新聞(中央が今回特定されたポスター)

四 おわりに

明治、大正、昭和と通して新聞を閲覧することで記事・広告の内容(現在さかんに騒がれているヘアヌードの比ではない)が、女性の全裸写真が掲載された広告などもあり驚かされたこともあつた、見出しの付け方、写真が紙面に占める割合など紙面が常にその時代を反映する鏡の役割を果しているので、世の中の動きを年表のように活字化されたりから読み取るのではなくビジュアル化された感覚で読み取ることができます。

このように活字化されたりから読み取るのではなくビジュアル化された感覚で読み取ることができます。

これからの市町村史、特に近現代史の分野においては行政文書、区有文書、個人所蔵の文書等に偏ることなく新聞(特に昭和三年の最初の普通選挙ポスターとも特定できる)と、説明をいただきました。

このように収録記事を有効に活用できたケースもありますがその反面、行事等の開催予告記事が掲載されていながら、その結果について報じられることがない法といえます。そのためにも新聞集録を地元紙(資料編の中に位置づけていただきたい)は急務であり、たいへん重要な方

最後になりましたが資料の閲覧、収集にあたって文書館の方々には大変お世話になつたことを付記させていただきます。

# 小学校と文書館

## ◇小学生の見た文書館

平成六年八月中島冴子さんという小学四年生が県立文書館を見学に訪れました。

中島さんは、祖父にあたる高見沢保さんが文書館の職員であることから、一度施設を見学したいと思っていたそうです。

中島さんの来館は施設そのものの見学とともに、文書館の活動内容を知ることが目的でした。そのため中島さんから五つの質問がありました。以下はその質問と文書館からお答えした内容です。

○古文書とは何ですか。

○古い文書、期限を過ぎて役割を果たさなくなつた文書。

2、古文書はどこにありますか。

○大名・名主・商人などの家、幕府、役場など。

3、群馬県立文書館で一番古い文書はいつごろのものですか。

○永禄時代（織田信長の頃）。

4、文書館ではどのような仕事をしていますか。

○県庁や古い家から出た文書を消毒し、温度や湿度を一定にした部屋に保管したり、マイクロフィルムに撮つたりする。

○保管している文書などを誰にでも利用できるようにすること。そのため本の形などにすること。

5、古文書はどういう役に立っていますか。

○古文書を見ると昔の暮らしの様子が

よく分かる。小学生が勉強する歴史も古文書をもとに研究されたものである。

○古い書類が、家どうしの境界線をはつきりさせる時などに役立つことがあります。

中島さんはこれらの質疑応答や施設の見学について「文書館調べ」としてまとめました。そのレポートのまとめには「古文書は私と関係ないものだと思っていた



中島さんと  
文書館調べのレポート

けれど、歴史を調べたりする事にとても役立っていることが分かつて良かった」とあります。

○県庁や古い家から出た文書を消毒し、温度や湿度を一定にした部屋に保管したり、マイクロフィルムに撮つたりする。

○保管している文書などを誰にでも利用できるようにすること。そのため本の形などにすること。

○古文書はどういう役に立っていますか。

○古文書を見ると昔の暮らしの様子が

行政文書課 吉江 剛)

を築くための資料が、文書館にはたくさん所蔵されています。

## ◇小学生からの問い合わせに答えて

文書館の収蔵資料の数は、平成五年度末で江戸時代以降の村方文書を中心とした古文書が約二十五万点、行政文書が約八万五千点、マイクロフィルムが約九十万コマ、県史収集複製資料が約八万点にのぼっています。これら資料は、整理が済んだものから閲覧公開しており、歴史を専門に研究している方をはじめ、地方誌史や卒業論文の研究資料、学習の補助資料として等々、様々な方に利用していただいております。また、古文書や歴史にかかわっての問い合わせも、多数お寄せいただいております。

それらの中から今回、小学生からの問い合わせの一例を紹介したいと思います。高崎市内の小学校四年生から、次のような質問がありました。学校で「お金」について調べる学習をする事になりました。グループごとにテーマを決め、図書館・学校図書室へ行つたり、お父さん・お母さんに聞いたりしたようです。その手紙が届いたわけです。

○日本新しい貨幣制度のスタートは、明治四（一八七一）年に制定された新貨条例で、その主なものは次のようなことです。

\* お金の形を円型とし単位を円とする。

\* 補助単位を錢・厘とし十進法を使う。  
(十厘が一錢、十錢が一円)

\* 貨幣は金貨・銀貨・銅貨をつくる。

今回は、小学生からの問い合わせの例を紹介しました。小学生にとって、直接文書館を利用しての調べ学習は難しいと思いますが、ご指導いただき先生方には、大いに参考となる資料があります。文書館へ来館いただくことで、直接閲覧していただくことや複写サービスも可能ですので、補助教材として、参考資料として、文書館資料を大いに利用していただきたいと思います。（古文書課 新井幸弘）

てください。

といつた質問内容でした。館の職員も小学生的疑問に答えるべく関係資料を調べてもらいうことができました。

○大昔、自給自足の生活をしていく中で、おたがいに物を交換するようになり、物の価値をはかる基準としてお金が考えられました。

○日本で初めてつくられたお金は、和同開珎といわれていますが、以前に中国と貿易をしていたので、もつと古い時代にもお金はあったものと思われます。

○江戸時代まで、金貨・銀貨・銅貨などがつくられましたが、そのお金は、財政収入を増やすためや軍用金として使ったためなどにつくられました。

○日本の新しい貨幣制度のスタートは、明治四（一八七一）年に制定された新貨条例で、その主なものは次のようなことです。

\* お金の形を円型とし単位を円とする。

\* 補助単位を錢・厘とし十進法を使う。  
(十厘が一錢、十錢が一円)

\* 貨幣は金貨・銀貨・銅貨をつくる。

今回は、小学生からの問い合わせの例を紹介しました。小学生にとって、直接文書館を利用しての調べ学習は難しいと思いますが、ご指導いただき先生方には、大いに参考となる資料があります。文書館へ来館いただくことで、直接閲覧していただくことや複写サービスも可能ですので、補助教材として、参考資料として、文書館資料を大いに利用していただきたいと思います。（古文書課 新井幸弘）

児童・生徒の皆さんのが学ぶ歴史の基礎

私はお金のことで調べています。  
○どうしてお金は、時代によつてちがうんですか。  
○昔は丸や四角などがあつたけど、どうして今は、おさつ以外丸いんですか。

そのほかにお金に関する事を教え

## 「公文書・記録保存専門講座」の開催

公文書・記録保存専門講座を受講して

高崎市市史編さん室 木口悦子

この講座は、平成三年度から毎年二日間実施されていますが、私は初年度に統一、今回二度目の受講でした。前回の時は、またカリキュラムが変わり、二日

文書館では平成六年度公文書・記録保存専門講座を九月二九日、三〇日に開催しました。本講座は公文書館法の趣旨を受け、歴史資料としての公文書及び古文書等の適切な保存・利用に関する知識や技術の普及・向上を目的にしています。

本年度は県内一八市町村の文書・文化財・史誌編さん担当者及び歴史資料保存機関職員の方々三〇名の参加を得ての開催でした。

二日間にわたる講座のうち三講座を全体会とし、地域史料としての公文書・古文書等について、基本的な考え方や史料の調査・選別・収集・保存などを内容とした講義がありました。

研修後のアンケートでは全体会に対し

「地域史料が貴重な人類共同の遺産であることが分かり、史料の収集・保存に力を尽くさねばと思った。」という感想もいたときました。

一講座は昨年と同様に二つの分科会で

の研修でした。

Aコース（公文書）では、高崎市と伊

勢崎市の文書事務担当者からそれぞれの

市における文書管理の現状について発表

があり、当館から県内各市町村にお願い

した文書事務に関する調査結果も参考に

しながら、文書管理のあるべき姿について熱心な討議がなされました。

また、Bコース（古文書）では、昨年

度に引き続き古文書カード作成演習を

テーマに分科会を行いました。今年度は



Aコース（公文書）分科会

### 講座の日程

（第1日目）

「地域史料と文書館」（水野保 東京都公文書館主事）

「古文書の調査方法と伝存の現状」（立野晃 鎌ヶ谷市郷土資料館学芸員）

（第2日目）

「市町村における文書の選別・収集とそのシステム」（石井修 藤沢市文書館主任）

分科会Aコース

「市町村における文書管理の現状」

分科会Bコース

「典型的な史料を用いた古文書カード作成演習」（鈴木一哉 県立文書館古文書課主任）

古文書カード作成の実技のみにとどまらず、カード作成後の目録作成やその利用にまで話を進める、という内容でした。

本講座については、なるべく多くの方に参加願えるように内容・実施方法等を検討し、来年度以降も開催する予定です。

（行政文書課 吉江 剛）

第一日目の「公文書館法」に関する講義は、総論的なもので、公文書館法の啓蒙のため毎回行なわれているようですが、その都度の講師の方の眼をとおして公文書館法を眺めてみると、対象は同じであっても、三次元の物体のように、角度を変えると異なる面がみえてきます。

今回は「人類と記録」というテーマで、世界史の中の文書館を、あたかも鳥瞰図を見るような説明がありました。紀元前三世紀のメソポタミアの粘土板に書かれた会計文書のことは、聞き及んではいましたが、一八世紀のフランスでは、革命後近代文書館ができ、その後専門職員の養成学校が設立されたというのには驚きました。日本でいえば文政四年にあたります。明治六年五月二九日には、イタリアのヴェネツィアの文書館に岩倉使節団の一行が訪れ、八世紀以来の文書が並んでいるのを目の当たりにして、「開文の至り」と驚いています。その中に一七世紀初頭イタリアを訪れた支倉常長の文書を見出しているのです。

この講座の受講者は、文書事務担当・文化財保護担当・自治体史（誌）編さん担当・保存機関職員の四編成から成っていますが、それぞれの業務の中での資料の収集・保存・利用という接点があります。この接点をもとに、埼玉県や新潟県のような組織、例えば「群馬県地域史料保存活用連絡協議会」ができることがあります。

昭和六二年に公文書館法ができたそうですが、あくまでも施設のための法律であり、文書館の収集・保存・利用・普及という機能充実のためのソフト面は、今後もひき続き課題であるということです。

第一日目の後半は古文書、二日目の前半は公文書と、扱う資料の対象は異なつていても、共に収集・保存・利用のための、より最良の方法を思索し、実行されている機関の方々の講義でした。自治体の編さん機関に所属する私にとって、先進的な機関の方法論は、導入できるか否かは別とし、ともすれば業務に流されがちな日々を送っている状態に、一石を投じられたようで、資料に対する姿勢を改めて考えさせられました。

また、分科会では、古文書カードの作成演習として、講義そして実践的な作業を行ないましたが、諸事項の深い考察までの時間が足らず、残念な思いでした。

これらの講座を、単に受講した事で終わるのではなく、自身の中で反芻し、抱えている問題点を解決する糸口にしたいと思います。

この講座の受講者は、文書事務担当・

文化財保護担当・自治体史（誌）編さん担当・保存機関職員の四編成から成っていますが、それぞれの業務の中での資料の収集・保存・利用という接点があります。この接点をもとに、埼玉県や新潟県のような組織、例えば「群馬県地域史料保存活用連絡協議会」ができることがあります。

すでに、政府は明治五年に記録保存に

関し、太政官布達を出してはいましたが、これは非公開の文書管理制度であり、資本の劣化・散逸などを憂えて、文書保存運動が起きたのは、戦後歴史学者達によつてでした。こういった過程を経て、昭和六二年に公文書館法ができたそうですが、あくまでも施設のための法律であり、文書館の収集・保存・利用・普及という機能充実のためのソフト面は、今後もひき続き課題であるということです。

第一日目の後半は古文書、二日目の前半は公文書と、扱う資料の対象は異なつていても、共に収集・保存・利用のための、より最良の方法を思索し、実行されている機関の方々の講義でした。自治体の編さん機関に所属する私にとって、先進的な機関の方法論は、導入できるか否かは別とし、ともすれば業務に流されがちな日々を送っている状態に、一石を投じられたようで、資料に対する姿勢を改めて考えさせられました。

また、分科会では、古文書カードの作成演習として、講義そして実践的な作業を行ないましたが、諸事項の深い考察までの時間が足らず、残念な思いでした。

これらの講座を、単に受講した事で終わるのではなく、自身の中で反芻し、抱えている問題点を解決する糸口にしたいと思います。

この講座の受講者は、文書事務担当・文化財保護担当・自治体史（誌）編さん担当・保存機関職員の四編成から成っていますが、それぞれの業務の中での資料の収集・保存・利用という接点があります。この接点をもとに、埼玉県や新潟県のような組織、例えば「群馬県地域史料保存活用連絡協議会」ができることがあります。

新たに閲覧できる

## 古文書

閲覧点検を終え、新たに閲覧利用できる文書は次のとおりです。

○前橋市上新田町・黒岩英夫家文書

利根郡屋形原村笛尾（現沼田市）の黒

岩家に伝存した約一万点余の文書のうち

文書番号一番から七〇〇番迄の約一三〇

〇点が新規閲覧となりました。主な文書

としては同家の私的經營文書である江戸

時代後期から昭和初年にかけての蚕糸・

煙草などの商業文書や土地関係文書が中

心です。（請求番号八三一）

新たに収藏された

## 古文書

平成六年六月から十二月までに寄贈・

寄託されました古文書は次のとおりです。

○館林市本町・小池篤氏収集文書（寄託）

追加寄託として、同氏収集の平安末期

から江戸時代にいたる仏教関係文書本等八

九点（文書番号では七一番迄）です。本

県に直接関係する文書はありませんが、

醍醐寺旧蔵と推定される中世文書の写本

類など貴重な文書が多く含まれています。

○前橋市千代田町・関口隆家文書（寄贈）

明治二〇年の「四明尋常小学校生徒小

学尋常科第一年級及第証書」一点です。

○前橋市池端町・齋藤羊太郎家文書（寄

託）

追加寄託として、佐位郡波志江村戸長

役場より西大室村戸長役場宛葉書など書

類計三点です。

○東京都千代田区・吉田允俊家文書（寄託）

治時代の私的文書が中心です。幕末に組

頭役も勤めていたため、棟名「ツ嶽」出入

济口議定証文など公的文書も若干伝存し

ています。他に、寺子屋も開業しており、

筆子帳一冊も残っています。約二〇〇点。

○邑楽郡邑楽町・浜野さく家文書（寄託）

浜野家文書には、江戸時代初期からの

邑楽郡下小泉村（現邑楽郡大泉町）の名

主文書と昭和初期までの浜野家私的文書

が残されています。寛永一五年の年貢割

付など江戸時代初期の文書も伝存してい

ます。約一〇〇〇点。

○北群馬郡子持村・阿久澤順一家文書（寄

託）

阿久澤家には、江戸時代に小沢あるいは

太田を名乗り鉄物師を家業とした時期

の関係文書が伝存しました。さらに、江

戸時代には吹屋村の名主、明治時代には

戸長を勤めていたため、吹屋村関係の公

的文書も残っています。約五五〇点。

○伊勢崎市堀口町・野村伊太夫家文書（寄

託）

那波郡名和村の野村家の明治時代の当

主藤太氏は、自由民権派の中心人物とし

て活躍、明治二〇年代には県会議長を勤

めています。寄託されたのは、明治一八

年度の県会議案や明治二八年度の県会予

算案など県政に関係する文書と、足尾銅

山に近い板木県の日向銅山売買契約書や

伊勢崎鉄道や両野鉄道に関する書類など

経済活動に関する文書計一六点です。

○前橋市西大室町・根岸孝一家文書（寄

託）

追加寄託として、佐位郡波志江村戸長

役場より西大室村戸長役場宛葉書など書

類計三点です。

○東京都千代田区・吉田允俊家文書（寄託）

内外にわたって収集した群馬県関係の中

世文書や記録・聖教類と、近世史部会が

収集した県内市町村の一部地域の近世文

書（その1）が収録されています。

### 群馬県史収集複製資料について

#### 閲覧利用について

本誌第二二号でもご案内しましたとおり、平成四年度末に膨大な群馬県史編さん資料を引き継いだ文書館では、平成五

年度から新たに県史の普及活用事業を始め、その一環として県史編さん室の中世

史・近世史・近現代史の各部会が主に写

真撮影で収集した古文書等の複製資料の整理、目録作成作業を四ヵ年計画で進めています。そして、平成五年度には「群

馬県史収集複製資料目録」第1集を刊行しました。

本誌第二二号でもご案内しましたとおり、平成四年度末に膨大な群馬県史編さん資料を引き継いだ文書館では、平成五

年度から新たに県史の普及活用事業を始め、その一環として県史編さん室の中世

史・近世史・近現代史の各部会が主に写

真撮影で収集した古文書等の複製資料の整理、目録作成作業を四ヵ年計画で進めています。そして、平成五年度には「群

馬県史収集複製資料目録」第1集を刊行しました。

一方、近世史部会収集資料は、前橋市と勢多郡一町八村（二八五件、八六六一

点、八七二簿冊）、高崎市と群馬郡三町一

村（一〇七件、三一〇点、二七〇簿冊）、桐生市と山田郡一町（五九件、三五一三

点、五〇一簿冊）の計四五一件、一万五

二八四点、一六四三簿冊が収められています。これらは各所蔵者の文書群すべてを網羅しているわけではありませんが、

いずれも各地域の近世地方文書の中では代表的かつ特徴的なものばかりですので、

地域の歴史を学習するうえでは基本資料といえるでしょう。

これら複製資料は、所蔵者別にB五判またはA五判に焼き付け製本して書庫に

排架されていますので、閲覧室で所定の手手続きをしたうえで、県史資料等閲覧簿に請求番号と簿冊番号等を記入し、閲覧係の者へ請求していただければ誰でも自由に閲覧利用できます。また一部の資料を除いて複写サービスも行っていますので、県の行政文書や寄贈・寄託古文書と同様にご活用ください。

（古文書課 鈴木一哉）



群馬県史収集複製資料目録第1集と複製資料

中世史部会収集資料は、県下七〇市町村の内一〇市一七町一五村（一六七件、二一五二点、二七四簿冊）と、県外では一都一三県（四〇件、七七一点、五八簿冊）の計二〇七件、二九二三点、三三二

簿冊および、この中には尾島町の長楽寺文書をはじめ、宮城村の奈良原家文書、桐生市の彦部家文書、東京都新田陽子家の正木文書、山形県の上杉家文書などが収められています。

一方、近世史部会収集資料は、前橋市と勢多郡一町八村（二八五件、八六六一

点、八七二簿冊）、高崎市と群馬郡三町一

村（一〇七件、三一〇点、二七〇簿冊）、桐生市と山田郡一町（五九件、三五一三

点、五〇一簿冊）の計四五一件、一万五

二八四点、一六四三簿冊が収められています。これらは各所蔵者の文書群すべてを網羅しているわけではありませんが、

いずれも各地域の近世地方文書の中では代表的かつ特徴的なものばかりですので、

地域の歴史を学習するうえでは基本資料といえるでしょう。

これら複製資料は、所蔵者別にB五判またはA五判に焼き付け製本して書庫に

排架されていますので、閲覧室で所定の手手続きをしたうえで、県史資料等閲覧簿に請求番号と簿冊番号等を記入し、閲覧係の者へ請求していただければ誰でも自由に閲覧利用できます。また一部の資料を除いて複写サービスも行っていますので、県の行政文書や寄贈・寄託古文書と同様にご活用ください。

（総務普及課専門員 岡田昭二）

## 閲覧室から

### 明治初期絵図と利用について

文書館に収蔵されている行政文書の中に明治初期絵図があります。今回はこれらの絵図が閲覧者の皆様に、どのように利用されているかを紹介しましょう。

明治初期絵図は「検見耕地絵図」、「壬申地券発行にかかる地引村絵図」「村字限図」、「旧藩(県)施繪図」、「耕地整理図」等で、一、七六一枚が保存されています。なかでも「壬申地券発行にかかる地引村絵図」は、明治政府が明治五年(一八七二)壬申の年に、私有地に地券を交付するために作成されたもので、寺院・神社等は写実的に描かれ、宅地は家形の記号、河川・山・道路等は色分けされて、村の全景がうかがわれます。この「壬申地引絵図」は、県下千二百余枚を収蔵していますが、これほどの量がまとまつてあるのは珍しく、歴史地理・考古学の研究者や土地家屋調査士等をはじめ、郷土史家やルーツ調査の人達に至るまで閲覧の要望がたくさんあります。

例をあげてみますと、あるテレビ番組の製作で、赤城山の西面から北面地域一帯を対象として、村々の様子を視聴者に紹介するために地籍図を利用したいという申請がありました。このよくなときには「壬申地引絵図」を利用すれば、当時の村々の景観がすぐに想像できますからその効果は期待できます。全国ネットの番組でしたので、前もってアシスタンントの方が下見に来られ、手続き等の不備がないよ

うに用意万端整えての撮影は、他の利用とは異なった感がありました。

又、稻荷神社の歴史(境外地)の調査に来館された方が、明治四十一年の土地所

有申請書を持参され、申請書上で翌年許可になつている場所について確認したとの閲覧申請がありました。地籍図で調べたところ、明治五、六年の段階では該当する地名番地ではなく、その場所にあたると思われるところは利根川の河原でした。さらに神社明細帳では、明治四十年以前には境外地は全く記されていません。よって河原であった土地が新たに開発され地番がつけられ、稻荷神社の境外地として許可されたのでは?という興味深い推測も成り立ちます。

右のような事例を含めて、近ごろでは地籍図の閲覧利用がますます増えてまいりました。これらの絵図は大型で虫損等の傷みがあるため、閲覧や複写の制限もありますが、原本の裏打ち、マイクロフィルム化による複製を進めています。現在その対象となつている一、四一九枚中の約七〇〇枚がマイクロ化を終えマイクロリーダーで閲覧可能です。モノクロであれば即複写もできます。なお、マイクロ化されていないものは写真機での撮影をお願いしています。

最近急速に開発され変化しつつある地域社会の歴史を研究する上でも、明治初期絵図はかけがえのない大切な資料といえます。これからもより多くの県民の皆さん有意義に活用していただければ幸いです。

### 県立図書館情報提供システム (G ライン) の利用について

文書館が収蔵する図書資料には、当館へ寄贈を受けた図書をはじめ、元県議会に整理、目録を作成して、古文書等の閲覧利用のための参考図書資料として皆様にご活用いただいております。

そして平成六年十二月十四日からは、文書館と群馬県立図書館が新たにオンラインで結ばれ、文書館二階の閲覧室にあるパソコン端末機で県立図書館の情報提供システムオンラインネットワーク(通称 G ライン)のサービスを受けることができるようになりました。

サービス内容は、当面、県立図書館の収蔵資料情報の検索と出版物情報の検索の二つです。

県立図書館収蔵資料については、平成六年十一月末日現在、一般書・洋書・児童書・郷土資料等の所在・書誌情報が三〇万四〇〇〇件余、逐次刊行物(他館所蔵分も含む)が二三万三六〇〇件余にのぼります。なお、「群馬県郷土資料総合目録」収録の他館所蔵資料情報についても、現在データを入力中とのことですので、今後徐々に検索できるようになります。

一方、出版物情報については、TRC(図書流通センター)の出版物情報のう

であります。この情報は随時追加入力されていますので、最新の情報を得ることができます。

文書館収蔵資料を閲覧利用される皆様がこのサービスを受けたい場合には、閲覧窓口で申し出でいただければ、閲覧係の者が端末機を操作して必要な情報を提供します。



閲覧室の G ライン端末機

# レフ・ア・レンス

A Q A Q A Q A Q  
A Q A Q A Q A Q  
A Q A Q A Q A Q

Q 明治期の教育関係文書を見られる学区取締とはどんな役職ですか。

A 学区取締は、明治五年八月に発布された「学制」に基づいておかれた地方教育行政を担当する事務吏員で、明治初期の近代教育黎明期に学校設立や就学奨励などに大きな役割をはたしました。

学制は、「邑ニ不学ノ戸ナク家ニ不学ノ人ナカラシメン事」という理想を掲げ、全国を八大学区、各大学区を三二中学区、各中学区を二一〇小学区に分け、各学区ごとに学校を設立しようとしました。学区は学校設立の基本区画であるとともに、教育行政の単位であり、各中学区には学区取締がおかれ、一中学区十人程度任命され一人あたり二〇～三〇小学区を担当、就学奨励、学校設立・保護、教員の監督や経費など学区内の学事全般を担当することとなりました。

本県では、五年十月十三日付で八木始と勝山源三郎が任命されたのが最初です。

これは、県下初の一一番小学厩橋学校の前橋での設立にあたり任命されたものでした。翌年二月には勢多郡水沼村の星野耕作と吾妻郡原町の山口六平が任命され、それぞれ地元で二番水沼学校、三番原町学校の設立に尽くしています。

六年五月二十七日には、星野、山口のほか内村水男（鑑三の父）や堀口貞歎（藍園）らが三つの中学区に三名ずつ九名任

命され、その後交替はあつたものの、一中学区三～五名で運営されました。なお、当時栃木県管轄にあつた新田・山田・邑楽の東毛三郡では、加賀美忠三郎ら五名が任命されました。

学区取締は地方の有力者から選ばれることが多い、大区小区の区長や戸長を兼任するものが大半で、六年五月に任命された九名もその内六名が区長との兼務で

した。当時の地方教育行政が一般行政と一体的に運営されていたことを示しているといえます。後には、学区取締から郡長や郡書記、町村長になる者、県会議員や衆議院議員などに選出される者もいました。

学区取締の下、各小学校には学校保護役がおかされました。これは、授業を行う

教員とは別に学校の運営や維持・管理にあたる役職で、学校により事務掛、世話掛け、俗務掛などと呼ばれていたものを、

六年十一月の熊谷県学務概制により改称したもので、職務は、学区取締に提出する生徒の増減や金銭出納の表作成、寄付金調、授業料の徴収、書籍器械の管理など、学校維持に関する庶務全般にわたっています。

十二年九月の教育令により学区取締は廃止され、代わりに学務委員がおかされました。学務委員は、郡長の下で教育行政を担うもので、当初町村ごとに各町村民の選挙により選出ましたが、翌年には推薦者の中から知事が任命するようになりました。その後一時廃止されましたが二十三年に復活、市町村長に委任された教育事務を補助し、昭和二十二年まで存続しました。

（田中 尚）

## ◎常設展のご案内

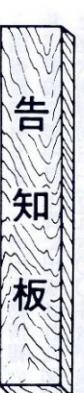
平成六年度後期常設展「新規閲覧文書と収蔵文書の紹介」を、文書館一階展示室において開催しています。

第四回常設展では、整理が終了し、新たに閲覧可能となつた多野郡鬼石町黒崎太朗家文書を中心に、年頭にちなみ正月の文書類、及び赤城・榛名神社境内絵図や木札などを展示いたします。

さらに、群馬の和紙、古文書の用紙とかたち、古文書解説コーナーなども設け、県民の皆様のご来館をお待ちしております。

☆第四回 一月六日～二月五日 黒崎太朗家文書ほか  
☆第五回 二月七日～三月五日 小野武男家文書ほか  
☆第六回 三月七日～四月九日 高橋定子家文書ほか

6・7・6	7・26	第3回常設展（～9・4）
7・23	9・10	第1回長期古文書解説講座 田畠勉（群馬高専教授）
（～6回）	（～11回）	第7回長期古文書解説講座 井上定幸（明和短大講師）
		企画展「群馬県主催一府十四県連合共進会」（～11・22） 飯倉晴武（学習院大学講師）
		企画展記念講演会「明治後期両毛織物業の革新性」 内田星美（東京経済大学教授）
		第16回長期古文書解説講座 川村優（千葉敬愛短大講師）
		第17回長期古文書解説講座 石川松太郎（日本女子大学教授）
12・17	12・10	第18回長期古文書解説講座 神崎直美（國學院大學日本文化研究所講師）



あゆみ

の（財）群馬地域文化振興会までお願いいたします。